

議案第26号

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区介護保険条例（平成12年板橋区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「3万6,200円」を「3万5,500円」に改め、同項第2号中「5万700円」を「4万9,600円」に改め、同項第3号中「5万4,300円」を「5万3,900円」に改め、同項第4号中「6万5,200円」を「7万400円」に改め、同項第5号中「7万2,400円」を「7万8,200円」に改め、同項第6号中「8万3,300円」を「8万9,900円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「9万600円」を「9万7,800円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「10万5,000円」を「11万3,400円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「11万9,500円」を「12万9,000円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「13万4,000円」を「14万8,600円」に改め、同号ア中「400万円以上550万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「14万8,500円」

を「16万4,300円」に改め、同号ア中「550万円以上700万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「16万3,000円」を「17万9,900円」に改め、同号ア中「700万円以上1,000万円」を「620万円以上720万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「19万2,000円」を「18万7,700円」に改め、同号ア中「1,000万円以上1,500万円」を「720万円以上820万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第15号イ又は第16号イ」を加え、同項第14号中「22万8,300円」を「30万5,100円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号の次に次の3号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 19万5,600円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 22万6,800円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 26万6,000円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満であ

る者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が賦課される保険料の額について
この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない
状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を
除く。）に該当する者を除く。）

第11条第2項中「2万1,700円」を「2万2,200円」に
改め、同条第3項中「3万2,600円」を「3万4,000円」に
改め、同条第4項中「5万700円」を「5万3,500円」に改め
る。

第15条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第
11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に改め、同項第2号中「当該
該当するに至った」を「該当月から」に、「第9号」を「第13号」
に、「該当する者として該当月から」を「規定する者として」に改め
る。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区介護保険条例第11条の規
定は、令和6年度分以降の保険料について適用し、令和5年度分以
前の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険料及び介護保険料の段階の判定に関する基準を改めるほか、
所要の規定整備をする必要がある。